

関係団体の長様

大阪府保健医療室保健医療企画課長

令和7年度厚生労働省補正予算事業一医療・介護等支援パッケージ
『医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業』について（周知協力依頼）

日頃より、大阪府の健康医療行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度厚生労働省補正予算に計上されたいわゆる医療・介護等支援パッケージの「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」について、令和7年度実施要綱が示されましたので、別添のとおり送付いたします。

実施要綱には、『別紙：実施要綱の抜粋（対象施設の要件）』のとおり、事業の対象要件として、診療報酬のベースアップ評価料の届出等がございますので、御準備等が必要となる医療機関・薬局等におかれましては、期日までにお手続きを進めていただくこととなります。

ベースアップ評価料に関するお問い合わせは、近畿厚生局までお願ひいたします。

制度の詳細につきましては、実施要綱を御参照ください。

また、申請方法等については、病院分は厚生労働省が直接執行予定のため、厚生労働省からの連絡をお待ちください。

診療所等分（有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション、薬局）については、大阪府において、令和8年度6月頃に申請受付を開始できるよう準備を進めているところです。詳細につきましては、5月下旬頃に改めてお知らせいたします。

貴会会員様への周知について、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【参考：近畿厚生局 HP 『ベースアップ評価料の届出について』】

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryo_hoshuh04_00011.html



【本件問い合わせ先】

大阪府保健医療室保健医療企画課 企画調整グループ 塚本

医事グループ 道旗

（電話）06-6941-0351 内線 2532・2599

別紙：実施要綱の抜粋（対象施設の要件）

1. 病院賃上げ支援事業

（3）本事業の対象となる医療機関

本事業の対象となる医療機関（以下「対象医療機関」という。）は、病院であって、令和8年2月1日時点でベースアップ評価料（※）を届け出ている病院とする。

（※）「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

3. 診療所等賃上げ支援事業

（3）本事業の対象となる医療機関

本事業の対象となる医療機関等（以下「対象医療機関等」という。）のうち、

ア 有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科） 及び訪問看護ステーションは令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（※1）を届け出ている施設

イ 薬局は令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※2）する施設

ウ 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のみの診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※2）する施設とする。

（※1）「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

（※2）「賃金改善報告書」（別紙様式2）において令和8年6月1日から令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告することとする。なお、現在、当該評価料は内容が検討されているところであり、今後、変更があり得ることから、当該評価料の対象とならなかった施設の取扱いは、返還も含めて、厚生労働省医政局医療経営支援課（薬局については医薬局総務課）と協議の上、決定する。